

## 令和元年 6 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和元年 6 月 25 日（火） 午後 2 時 00 分から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

### 3 出席者

教育長 野澤 朗 1 番委員 徳道 茂 2 番委員 中野 敏明  
3 番委員 濱 祐子 4 番委員 本間 倫子

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、同参事 坪井義則、人権・同和对策室長 大島 茂、学校教育課長 宮川高広、社会教育課長 小嶋栄子、社会教育課参事 川上裕一、文化行政課長 中西 聡、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、教育センター所長 藤本孝昭、高田公園オーレンプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、高田幼稚園長 中嶋賢一  
事務局 教育総務課副課長 柳澤直也、塚田美和子、企画係長 内山陽平、企画係主任 森 敦子

4 傍聴人 なし

### 5 会議に付議した事件

議案第 37 号 上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について

議案第 38 号 上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任について

議案第 39 号 上越市博物館協議会委員の任命について

報告第 15 号 専決処分した事件の承認について（上越市学校運営協議会委員の任命）

報告第 16 号 専決処分した事件の承認について（上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解任）

報告第 17 号 専決処分した事件の承認について（上越市就学支援委員会委員の委嘱及び解任）

報告第 18 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の委嘱及び解任）

報告第 19 号 専決処分した事件の承認について（上越市地域学校協働活動推進員の委嘱及び解任）

報告第 20 号 専決処分した事件の承認について（上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員の委嘱及び解任）

報告第 21 号 専決処分した事件の承認について（職員の処分）

会議録署名委員の指名 中野 敏明 委員

教 育 長 報告第 21 号について、上越市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、非公開としたいがよいか。

委 員 全委員同意

教 育 長 議案第 37 号上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。

教育総務課長 上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るため、小、中学校長、小、中学校の P T A 会長、保健所長、学識経験者で組織しているものである。

このたびの委嘱及び解任は、小、中学校長の異動や P T A 会長の交代等に伴うものであり、任期は、令和元年 7 月 1 日から前任者の残任期間である令和 2 年 11 月 21 日までである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 37 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 38 号上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。

教育総務課長 上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立の学校の教育環境の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するために設置しているものである。

このたびの委嘱及び解任は、関係機関の代表者の変更に伴うものであり、任期は、令和元年 7 月 1 日から前任者の残任期間である令和 3 年 3 月 31 日までである。

教 育 長 このたび委嘱する委員の選出区分は、上越市地域青少年育成会議協議会の代表者であり、上越市地域青少年育成会議協議会の副会長を委嘱するものである。  
議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 38 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 39 号上越市博物館協議会委員の任命について上程、説明を求める。

教育総務課長 上越市博物館協議会は、上越市立歴史博物館及び上越市立水族博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対するご意見をいただくために設置しているものである。

このたびの任命は、任期満了に伴い、10人の委員を任命するものであり、新任が4人、再任が6人となっている。

任期は、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間である。

文化行政課長

斎藤委員は歴史博物館分科会、大山委員は水族博物館分科会、清沢委員は歴史博物館分科会、松野委員は水族博物館分科会、川村委員は歴史博物館分科会、朝倉委員は歴史博物館分科会、天野委員は水族博物館分科会、関谷委員は水族博物館分科会、岩井委員は水族博物館分科会、増田委員は歴史博物館分科会である。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第39号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

報告第15号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市学校運営協議会は、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び園児、児童又は生徒の健全育成に取り組むことを目的に設置しているものである。

このたびの専決処分は、欠員であった地域住民1人と、新たに地域青少年育成会議の委員1人を選任したことから、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、上越市学校運営協議会委員を専決処分により任命したものである。これにより、委員の総数は、878人となった。

任命の発令日は令和元年6月1日で、任期は同日から令和2年3月31日までである。

学校教育課長

有田小学校においては、地域住民の選出区分から、有田小学校後援会長を選任し任命した。城北中学校においては、5月20日の学区会総会において学区会会長が選出されたことから、学区会会長を任命した。

このたびの任命により、上越市学校運営協議会委員の欠員はなくなった。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、報告第15号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

報告第16号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等のための対策の推進について協議し、関係機関等相互の連携を図るために設置しているものである。

このたびの専決処分は、地域青少年育成会議協議会役員交代に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、上越市いじめ問題対策連絡協議会委員を専決処分により委嘱及び解任したものである。

委嘱及び解任の発令日は令和元年6月3日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和3年3月31日までである。

教 育 長

このたび委嘱する委員の選出区分は、その他教育委員会が必要と認める者であり、これまでは地域青少年育成会議協議会の会長が務めていたが、今回は副会長が

	<p>推薦されたものである。</p> <p>この協議会ではどのようなことが議論されるのか。</p>
学校教育課長	<p>いじめの捉え方がどういうものなのかを含めて、関係機関の連携のあり方等について意見交換をする協議会である。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p>
委 員	<p>意見、質問なし</p>
教 育 長	<p>それでは、報告第 16 号についてはご承認いただけるか。</p> <p><b>原案どおり承認</b></p>
教 育 長	<p>報告第 17 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市就学支援委員会は、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒一人一人の適切な就学や支援方針について提言を行うために組織しているものである。</p> <p>このたびの専決処分は、教職員の交代に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市就学支援委員会委員を専決処分により委嘱及び解任したものである。</p> <p>解任の発令日は令和元年 5 月 31 日、委嘱の発令日は令和元年 6 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和 2 年 5 月 31 日までである。</p>
学校教育課長	<p>前回の定例会でご承認いただいた内容に不備があったため、このたびの委嘱及び解任により訂正させていただくものである。本来は、前回、稲井委員を委嘱する段取りとしていたが、松嶋委員の名前を残したまま資料として提出してしまった。お詫びすると同時に、再発防止に努めたいと考えている。</p> <p>また、前回、就学支援委員会の判断と異なる就学をした件数について中野委員から質問があったが、幼児については 10 件で割合は 4.3%、児童・生徒については 10 件で割合は 8.9%であった。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p>
委 員	<p>意見、質問なし</p>
教 育 長	<p>それでは、報告第 17 号についてはご承認いただけるか。</p> <p><b>原案どおり承認</b></p>
教 育 長	<p>報告第 18 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市青少年健全育成センターでは、センターの運営に関する事項を協議するため、条例で運営協議会を置くこととしている。</p> <p>このたびの専決処分は、関係団体の役員の変更に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市青少年健全育成センター運営協議会委員を専決処分により委嘱及び解任したものである。</p> <p>委嘱及び解任の発令日は令和元年 6 月 3 日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和 2 年 5 月 31 日までである。</p>
教 育 長	<p>今回、地域青少年育成会議協議会の代表者が変わったことで、いくつかの協議会の委員に地域青少年育成会議協議会の会長または副会長が委嘱されている。</p> <p>これまで地域青少年育成会議協議の会長を委嘱していたが、今回は副会長を委嘱</p>

	している協議会があるようだが、これは地域青少年育成会議協議会に任せているのか、それともこちらが選んでいるのか説明してほしい。
社会教育課長	会長として選んだものである。
教育長	副会長を委嘱した協議会は、地域青少年育成会議協議会から推薦を受けたのか。
教育総務課	学校適正配置審議委員会は、地域青少年育成会議協議会から副会長を推薦いただいた。
学校教育課長	いじめ問題対策連絡協議会も、地域青少年育成会議協議会から副会長を推薦いただいた。
教育長	<p>今後はこういったことも少し丁寧に説明してもらいたい。</p> <p>今回は、地域青少年育成会議協議会において、これまで会長があらゆる会議に出られていたものを割り振りされたのだと思う。</p> <p>議案について意見、質問を求める。</p>
委員	意見、質問なし
教育長	それでは、報告第 18 号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教育長	報告第 19 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市地域学校協働活動推進員は、地域と学校との連絡調整等を行い、地域と学校との「連携・協働」を円滑かつ効果的に推進するために、市内全ての中学校区に組織している地域青少年育成会議に置いているものである。</p> <p>このたびの専決処分は、地域青少年育成会議から変更の報告があったことに伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市地域学校協働活動推進員を専決処分により委嘱及び解任したものである。</p> <p>なお、このたびの委嘱及び解任は、24 人を解任し、新たに 29 人を委嘱するものであり、総数は 5 人増の 160 人となった。</p> <p>解任の発令日は令和元年 5 月 31 日、委嘱の発令日は令和元年 6 月 1 日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和 2 年 5 月 31 日までである。</p>
教育長	それぞれの選出母体ごとに推進員の人数に統一性はないようであるが、その点について説明してほしい。
社会教育課長	各育成会議において地域学校協働活動推進員として活動される人数を決めており、特に規定はない。
教育長	議案について意見、質問を求める。
中野委員	地域学校協働活動推進員は、育成会議の中で会長やコーディネーターをしていると思うが、それ以外の方もいるのか。
社会教育課長	地域学校協働活動推進員は全員がコーディネーターである。また、各育成会議の会長が全員入っている。
教育長	各育成会議にはどのような役職があるのか。

社会教育課北澤係長	それぞれに会長、副会長がいる。また、理事や評議員などを置いてそれぞれの組織を構成して活動しているが、地域学校協働活動推進員は必ず1人以上を置くことになっており、地域と学校をつなぐ活動をしていただくことになっている。役職を持たずに構成員として活動している方もいる。
教 育 長	それでは、報告第19号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	報告第20号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき設置している上越市青少年問題協議会の下部組織として、関係機関による情報交換等を行う場として設置しているものである。 このたびの専決処分は、関係団体の役員の変更に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会委員を専決処分により委嘱及び解任したものである。 委嘱及び解任の発令日は令和元年6月3日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和2年4月30日までである。
社会教育課長	このたび委嘱する委員の選出区分は、上越市地域青少年育成会議協議会の会員であり、上越市地域青少年育成会議協議会の会長を委嘱したものである。
教 育 長	この協議会ではどのような議論が行われているのか。
青少年健全育成センター所長	この協議会は、上越市青少年問題協議会の下部組織として設置しており、青少年問題の今後の課題や進むべき方向について議論していただいている。その方向に基づいて、それぞれの機関が連携しながら動いており、その協議の場となっている。
教 育 長	高校生の引きこもりについて議論をするのはこの協議会か。
青少年健全育成センター所長	そのことが今最も大きなテーマであり、今後、その支援の方向をどのように連携して進めていくかということが大きな課題である。その中でも、18歳までの途切れない支援というものがひとつの大きな課題となっている。
教 育 長	青少年健全育成センター所長からは一生懸命やってもらっている。今そこに何人くらい来ているのかについて簡単に説明してもらいたい。
青少年健全育成センター所長	センターでは、若者の居場所というものを随時開設している。部屋を借りてそこへ通って学習をしたり、人と接する場に出向いたりしている。 現在は4人が通っており、学習したり、人と接する訓練をしたりしている。4人は全員男性で、16歳が1人、17歳が2人、19歳が1人である。
教 育 長	先日見ていただいて、興味をお持ちだと思ったので説明してもらった。彼らも取組は非常に参考になり、また仕事をやる上で励みになったということである。 青少年健全育成センター所長からは本当に一生懸命頑張ってもらっているの、いつかこのことについて総合教育会議で話し合えたらいいと思っている。中学校を卒業した後の子どもたちの居場所や引きこもりというのは大きい問題だと思っているので、そういったことを話し合うということでご理解いただきたい。 議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	4人はほぼ毎日、教育プラザへ通って活動しているのか。
青少年健全育	基本的には、教育プラザ研修棟の空いている部屋を借りて使用している。これま

成センター所長 | で、4人全体で30回近く来ていて、だいたい曜日と時間が決まってきた。2時間から3時間程度の学習や活動を行っている。

中野委員 | 全員で活動するわけではなく、個別に時間を決めて活動しているのか。

青少年健全育成センター所長 | 教育プラザへ来るには保護者の送迎が必要なので、それぞれの保護者の休日にあわせて曜日が決まってきた。

教育長 | それでは、報告第20号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教育長 | 報告第21号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。なお、ここからは冒頭のとおり非公開とする。

教育総務課長 | (非公開)

教育長 | 議案について意見、質問を求める。

(意見、質問内容非公開)

教育長 | それでは、報告第21号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

閉会宣言 | 午後2時45分

令和元年7月30日

上越市教育委員会

教育長 | 野澤 朗

会議録署名委員 | 中野 敏明